



下水道使用についてお願い

下水道に異物が流れてきてポンプ等の機械が停止する事態が発生しています。下水道に異物が流入すると施設(中継ポンプ・処理場)の故障の原因となります。

ポンプが故障してしまうと、マンホールから汚水が流れ出すとともに、接続しているお宅の排水設備(トイレ・排水口等)から汚水が逆流してしまう場合もあります。下水道施設を正常に保つため、次のものを流さないでください。

| 流してはいけないもの | 理由 |
|-------------------------|--|
| ティッシュペーパー、衛生用品、たばこの吸い殻等 | ティッシュペーパーや衛生用品は水に溶けないため、詰まりの原因となります。原則としてトイレトペーパー以外の紙類は流さないでください。 |
| 布類 | ポンプの回転羽根にからみつくので布類は絶対に流さないでください。 |
| 野菜クズや生ゴミ等 | 下水管の詰まりの原因となったり、処理場にも大きな負担となるので、固形物のゴミを流さないでください。 |
| 油類 | 油類は下水道管に流れ込むと冷えて固まり、詰まりの原因になります。処理場にも大きな負担となりますので、廃食用油は固めて適切に処分してください。 |

●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2115 (担当:塩入)

障がいのある方に対する軽自動車税の減免について

障がい者手帳をお持ちの方(身体障がい者、精神障がい者等)が軽自動車を所有(納税義務者)し、通院・通所もしくは生業等に使用される軽自動車で、次の要件に該当する場合には、軽自動車税が減免となります。

※障がいのある方1人につき普通自動車・軽自動車等をあわせて1台のみが減免の対象となります。

※障がいの級によっては対象にならない場合もあります。

●対象となる車両

- 障がいのある方が納税義務者であるもの
 - 身体に障がいのある方が18歳未満の場合、又は精神障がいの方の場合は、障がいのある方と生計を一つにする方が所有するもの
- ※①において、障がいのある方のみで構成されている世帯は、常時介護する方が運転する場合も対象となります。



●申請方法

令和6年5月24日まで、①～④の書類を町民税務課(役場1階)に提出してください。

- 減免申請書
- 障がい者手帳
- 車検証
- 運転する方の免許証

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当:庄司)

農林業を営むみなさんを応援します！

農林業生産者育成補助事業

生産規模の拡大または雇用創出につながる農業を推進するために、必要な経費に対して、予算の範囲内で助成をします。希望される方は事前にご相談ください。

【新規・事業拡大型】

- 対象内容 農林業生産者の育成に対する経費や、生産規模拡大に対する経費など
- 対象期間 令和6年度内に事業完了できるもの

| 対象者 | 補助率 | 限度額 |
|------------------|-------|-------|
| 町民・新規就農者 | 1/2以内 | 100万円 |
| 認定新規就農者・認定農業者・団体 | 2/3以内 | 200万円 |

【園芸特産振興型】

- 対象内容 町の推奨品目を栽培するための資材や種苗の購入費用
- 推奨品目 ブロッコリー、たまねぎ、じゃがいも、りんご(雪室利用)

| 対象者 | 補助率 | 限度額 |
|----------------------|----------|-----------|
| 販売目的で1a以上生産する町民または団体 | 5,000円/a | 1品目につき5万円 |

【森林整備振興型】

- 対象内容 森林整備に要する経費から、収入額を除いた自己負担分の経費

| 対象者 | 補助率 | 限度額 |
|-------------------|-------|-------|
| 町内に森林を保有する個人または団体 | 2/3以内 | 100万円 |

【道ばた林業事業型】

- 対象内容 道ばた林業に要する経費の3割以内の額

| 対象者 | 補助率 | 限度額 |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 町内に森林を保有する個人または団体 | 《高難易度》電線または家屋等の障害物の他、誘導員が必要な場合 | 4,100円/m ² |
| | 《低難易度》その他の場合 | 2,600円/m ² |

●申込・お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2113 (担当:市川)

農作業の安全確認運動にご協力ください！

農作業安全確認運動の重点推進テーマ

学ぼう！正しい安全知識

～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～



いよいよ農作業が本格的にスタートする季節です。機械の普及や従事者の高齢化等により、操作ミスや慣れによる安易な作業が**重大事故**や**死亡事故**を発生させています。

皆さんで農作業中の事故を防ぐため、次のことに注意し安全な農作業を心がけましょう。

- 適切な技能や免許等の資格を取得しよう！
- 作業に応じ安全に配慮した服装や保護具等を着用しよう！
- 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行おう！
- 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行おう！
- 軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を行おう！
- 事故発生時の対応手順を明文化しよう！



●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2113 (担当:羽岡)